



さるま^{56/7}

第285号

発行 佐呂間町役場 印刷 井谷印刷株式会社



(佐呂間幼稚園運動会)

若い力をそだて

伸びゆく文化のまちをつくります。

佐呂間町民憲章

議会のちぎ

第二回

定例町議会

第二回定例町議会が、

六月十八日から十九日まで
の二日間開会され、条
例、補正予算などが議決
されました。

審議案件

▼補正予算

●一般会計補正予算(第二号)

一億二千六百九十七万七千円が追加され、予算の総額が、三十八億五千七百九十七万六千円になりました。

主な補正額(万円以下繰上げ)

(才入)

・町民税現年度課税分

三千六二二万円

・固定資産税現年度課税分

九五八万円

・公営住宅建設事業費補助金

四〇三万円

・てん菜品質向上対策事業補助金

七七一万円

・畑作生産総合振興対策事業補助

金 一千一九五万円

・団体営草地開発整備事業補助金

七四五万円

・自給飼料生産向上特別対策事業補助金

一千三三七万円

・増養殖漁場管理対策事業補助金

四五〇万円

・富士湖湖岸道路用地売却収入

五三九万円

・臨時地方道整備事業費債

二千二三〇万円

(才出)

・町民税法人税割還付金

二九六万円

・東区公民館設置費補助金

二二三万円

・東区公民館老人室設置補助金

一二〇万円

・老人いこいの家補修及び浴槽改修

一三七万円

・野犬掃対策務委託料

五〇万円

・若佐診療所物置増築工事

一三七万円

・佐呂間墓地新設工事

六六万円

・失業者就労事業就労者自立引退特例援助金

一〇〇万円

・てん菜品質向上対策事業補助金

七七一万円

・畑作生産総合振興対策事業補助金

一一九一万円

・道営土地改良調査計画費負担金

二一八万円

・土地改良事業補助金

四一一万円

・団体営草地開発整備事業工事

町長 行政報告

(要旨)

●低温による

農作物の状況について

町内関係団体によりまして、去る六月十五日現在で作況状況を取りまとめました結果をみますと、麦類、牧草が平年並、その他作物は相当に遅れを示しております。今後の天候による回復を見込まれるものもありますが、水稻、豆類は懸念されるところです。

●風雪被害の状況について

風害につきましては、五月二十六日の強風により、サロマ湖内において漁船の沈没と養殖施設の破壊など、漁業関係に大きな被害をもたらしております、その被害の復旧については、漁業団体が対応しております。また、保険の対象となるものについては、進めているところ です。

また、五月二十九日には例年になく非常に湿度の高い降雪により

カラマツを中心とした森林被害が発生致しており、特に本町では旭峠にかけての国有林と栃木、共立地区の町民有林に大きな被害を受けております。この被害は大体十年生くらいまでのものに多く見られ、手を貸さないで回復するものを除き、ただ今、雪起こしあるいは、だめなものは伐採整理作業を進めておりますが、伐採地に再造林をしなくてはならないというところになるかと思っております。幼令林については、造林補助の交付を受ける際に、強制的に国営森林保険に入っておりますからその手続きを進めて後始末を早く進めたいと考えております。

●サロマ湖口の

漂砂状況について

最近の状況では、漂砂が周辺に散ったことにより全体が浅くなっている。今のところホタテ漁業の二十トン級の船がどうやら航行ができるという状態です。町としても道と連絡をとり、六月十六日に北海道栽培漁業振興公社によって、現地測量がなされておりました。その結果報告がなされてくるものと思っております。

●湧網線の利用対策について

関係者各位のご努力によりまし

七四九万円
自給飼料生産向上特別対策事業補助金 一千三五七万円
増養殖漁場管理対策事業補助金 六七五万円
知来二十二号踏切改良整備負担金 一五〇万円
若里湖岸道路改良工事 一〇〇万円
知来西興生沢改良舗装工事 二一三五〇万円
公営住宅建設工事 五九七万円
教員住宅敷地購入費 二二二万円

六十一万五千円が減額され、予算の総額が、九千四十五万七千円になりました。

主な補正額（万円以下繰上げ）

（才入）
・造林作業路補助金 △七三万円
（才出）
・人工林雪起作業人夫賃金 一四四万円
・造林作業路新設工事費 △一八二万円

●一般会計補正予算（第三号）

二千二百九十一万二千円が追加され、予算の総額が、三十八億八千八百八十八千円になりました。

主な補正額（万円以下繰上げ）

（才入）
・児童福祉費寄付金 三〇万円
・前年度繰越金 二二二六二万円
（才出）
・佐呂間地区林産協同組合経営振興対策利子補給費補助金 九七二万円
・国民宿舎用地買収費 一二九〇万円
・へき地保育所備品購入費 三〇万円

●町有林特別会計補正予算（第一号）

一千七百六十四万三千円が追加

●簡易水道特別会計補正予算（第一号）

四百三十二万八千円が追加され、予算の総額が、一億二千六百五十八万六千円になりました。

主な補正額（万円以下繰上げ）

（才入）
・国道三三三三線配水管移設工事補償金 一〇三万円
・国道三三三三線各戸給水移設工事補償金 二四四万円
（才出）
・若佐簡水配水管移設工事費 一四三万円
・若佐簡水各戸給水移設工事費 二四四万円

●国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

一千七百六十四万三千円が追加

され、予算の総額が、七億三千七百三十八万六千円になりました。

主な補正額（万円以下繰上げ）

（才入）
・国民健康保険現年度課税分 △二千五八八万円
・前年度繰越金 二二九〇〇万円
（才出）
・療養給付費負担金 一千一五三万円
・高額療養費負担金 五二二万円

▼専決処分

●昭和五十五年度一般会計補正予算（第十三号）

三十五万七千円が追加され、予算の総額が、三十八億五千二百六十九万九千円になりました。

主な補正額（万円以下繰上げ）

（才入）
・地方道路譲与税 七〇〇万円
・浜佐呂間水泳プール上屋建設工事補助金 △五一〇万円
・社会教育寄付金 五〇万円
・道営土地改良事業費償 九六〇万円
・富武土漁港改修工事費償 二四〇万円
・へき地教員住宅建設工事費償 △三三三万円
・知来教員宿舎建設工事費償 三三三万円

●昭和五十五年度町有林特別会計補正予算（第四号）

予算の総額に増減はなく、財源が変更されました。

て、第二段階の整理路線というところで決着をみたところであり、今後どのようになるか判りませんが、整理年度まで黙って待つのではなく、各関係市町とも協議をして多少の経費を要しても利用促進対策を進める必要があると考え、このため今月末までに湧網線対策協議会を開催し関係市町長さんと協議をする運びとなつております。

本町の場合、国鉄から国有資産等所在地納付金として約八百万円程受けておりますから、湧網線を利用する方々の運賃助成など高率的な利用を図るような対策を検討したいと考えておりますので、この対策が決定しましたらご審議を賜りたいと思っております。

（才出）

・若里地区営農用水確保対策費補助金 △三〇万円
・農道除雪費補助金 九六万円
・公民館図書購入費 五〇万円

●一般会計補正予算（第一号）

三百十八万四千円が追加され、予算の総額が、三十七億三千一百六十九万九千円になりました。

主な補正額（万円以下繰上げ）

（才入）
・防火水槽移転補償金 二九六万円
（才出）
・防火水槽移設工事 二九六万円

●町税条例の改正

町税条例の一部が、次のように改正されました。

主な改正点

・町民税均等割
・非課税範囲の引き上げ
・前年中の所得金額が、本人十
・控除対象配偶者十扶養親族数
に十九万円（現行十八万円）を

●昭和五十五年度簡易水道特別会計補正予算（第五号）

一百四十万円が減額され、予算の総額が、四億三千二百五十四万六千円になりました。

主な補正額（万円以下繰上げ）

（才入）
・簡易水道施設整備費償 △一四〇万円
（才出）
・町債減による財源変更

修正されました。

乗じた額以下の者となりました。
(昭和五十六年度分に限り適用)

●法人税割の税率の引き上げ

法人税割の税率が、一〇〇分の
一四・七(現行一四・五)にな
りました。

(昭和五十六年八月一日以後に終
了する事業年度分から適用)

●軽自動車税の月割課税制度の廃止

軽自動車のうち四輪以上の軽自
動車、二輪の小型自動車及び小
型特殊自動車について、昭和五
十六年度から月割り課税制度が
廃止されました。

●町民税(個人)所得割

・非課税限度額の創設

審議された 請願

●預貯金金利一元化反対及び郵

便貯金資金の直接運用促進要

請に関する請願

請願者

○佐呂間町簡易保険加入者の会

会長 菊地 辰次

○東北見局長会佐呂間町代表

杉本 磐

紹介議員

惣田・山内・為広・山口・

前年中の総所得金額、退職所得
金額及び山林所得金額の合計額
が、本人十控除対象配偶者
十扶養親族数に二十七万円を
乗じた額以下の者となります。
(昭和五十六年度分に限り適用)

※地方税法の改正

・新築住宅に係る固定資産税の減
額措置の床面積の変更

一定の要件に該当する新築住宅
に係る固定資産税の減額措置の床
面積要件が、従来の一〇〇㎡以下
から、四〇〇㎡(戸建以外の貸家住
宅にあっては三〇〇㎡)以上一六五
㎡以下に改められました。
従って、一〇〇㎡を超え一六五
㎡以下の住宅は、一〇〇㎡の部分
について、二分の一の減額が行わ
れることになります。

この改正は、昭和五十五年一月
二日以後新築した住宅から適用さ
れます。

▼町道の認定及び廃止

町道路台張整備に伴う町道の認
定及び廃止については、産業建設
常任委員会へ付託となりました。

▼財産取得

①取得する財産及び数量
土 地・富武士国有林佐呂間事
業区一〇一林班の小班
宅 地・一三、五六五㎡
②買受予定価格
一千二百九十万円以内
③買受先
北見営林支局長 野辺 忠光
④譲受けの方法 随意契約
⑤譲受けの時期
昭和五十六年九月三十日まで

▼農業委員の推せん

次の方々が、議会より農業委員
として推せんされました。

宮前町 相田 政之
為 広 好 孝

▼条例の制定及び改正

●町選挙公報の発行に関する条例
の制定

公職選挙法に基づき、町長及び
町議会議員の選挙における選挙公
報の発行に必要となる事項

について、定めることを目的とし
て制定されました。

●要旨

・町選挙管理委員会(以下「委員
会」と云う)による選挙公報を
発行する。

・候補者は公報掲載文・写真を委
員会へ申請する。

・委員会は掲載文申請の原文を公
報に掲載する。

・公報は選挙の期日前日までに配
布する。

・無当票当選による投票を要しな
いとき、また、天災など特別の
事情があるときは公報の発行を
中止することができる。

●町選挙ポスター掲示場の設置に
関する条例の制定

公職選挙法に基づき、町長及び
町議会議員の選挙におけるポスタ
ー掲示場の設置に必要となる事
項について、定めることを目的
として制定されました。

●要旨

・町選挙管理委員会(以下「委員
会」と云う)は、選挙ポスター
の掲示場を設ける。

・候補者は、掲示場にポスター一
枚を掲示することができる。

・委員会は、天災その他特別の事
情があるときは、掲示場を設け
ないことができる。

●国民健康保険税条例の改正
次の表のとおり、改正されまし
た。

国民健康保険税条例の改正

改正事項	改正前	改正後
課税限度額の引き上げ (算出税額が超える場合)	240,000円	260,000円
所得割税額の引き上げ {(総所得金額-基礎控除 額)×率}	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{7.2}{100}$
世帯別平等割額の引き上 げ (1世帯につき)	18,000円	20,400円
保険税の軽減	所得が23万円を 超えない世帯	均等割 3,960円 平等割 8,280円
	所得が23万円に家 族1人当たり17万5千 円を加算した世帯	加算額 170,000円
		均等割 2,640円 平等割 5,520円
		5,760円 10,800円 175,000円 3,840円 7,200円

郵便貯金金利と資金運用等に関する要望意見書

郵便貯金の金利決定権を郵政大臣から取り上げて、大蔵省、日本銀行の管理下に置こうとする動き（金利の一元化）があるが、これは預金者の利益を代表している郵便貯金の発言の場をなくし、人為的に金利を低くし、定額貯金を改悪して、郵便貯金の増加を抑えようと意図するもので、国民の利益に反するものであり、地方財政に貢献してきた郵便貯金が減少することは、地方自治体ひいては住民の生活に重大な影響を持つものであって、高令化社会の到来により、老後の生活保障が重要な課題となっているときに、郵便貯金改悪は、高令者層、特に婦人の老後の暮らしに悪影響を及ぼすことになるので、以上の観点から、金利一元化には絶対に反対するものである。

また、現在の郵便貯金の運用には問題点が多いため、次の事項について強く改善を要望する。

- 1) 総じて地方自治体の財政事情は苦しい状況にあることから、地方自治体の起債に当たって、政府資金は、43.8%のシェアを占めるに過ぎなくなっており、不足分は一部公募債（不足分の25.8%）によるものを除き、そのほとんどが縁故債（不足分の74.2%）に頼らざるを得ない実情にあります。その公募債の金利は政府資金より高く、更に縁故債は、公募債を上回る金利であるため、地方財政を圧迫し、住民の負担にかかってきていること。
- 2) 郵便貯金は、全国津々浦々の郵便局を通じて集積された資金であって、これを郵政省が直接運用することによって、政府資金のわくの拡大が可能であり、より低利の融資で地方に還元するのに、最も適した機構で受けられることになること。
- 3) 地方自治体の起債計画は、郵便局から簡易に借りられることによって、いっそうの機動性を持つことが可能になり、住民の福祉増進に良い影響を及ぼすことになること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

昭和56年 6 月19日

北海道常呂郡佐呂間町議会

内閣総理大臣
内閣官房長官
郵政大臣
大蔵大臣
自治大臣
宛



川又利夫議員



室井四郎議員



片平俊男議員

全道町村議会議長会
永年勤続議員表彰

この度、町議会議員として、十五年以上勤続され、地方自治の振興発展に寄与された功績により、次の方々が北海道町村議会議長会から表彰されました。

表彰状、記念品は、先の六月定例議会の席上伝達されました。

非核三原則の堅持に関する意見書

世界の恒久平和を希求する私達国民は、日米共同声明によって、日本の軍事分担が明らかにされ、さらにライシャワー元駐日大使が明らかにした核兵器の日本持ち込みに大きな衝撃をうけている。

政府は20年間にわたって、核の持ち込みは日米事前協議の対象であり、したがって持ち込みはないと言明してきたが、核積載艦の寄港や領海通過に了解を与えてきたとの証言は極めて重大であり、国民の関知しないうちに核戦争にまきこまれるおそれなしとはいえない。

世界唯一の被爆国であるわれわれは、核兵器の惨禍をふたたび繰り返してはならないと切実に希い核兵器の廃絶を強く訴えている。

よって、政府はわが国の国是である非核三原則を堅持し、国民の不安解消のため次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. わが国の国是である非核三原則の堅持を内外に明らかにすること。
2. 核不拡散条約の遵守を世界各国に働きかけ、核兵器拡散のおそれを除去するよう努力すること。
3. 国連をはじめ、他の国際会議において、国際間の武力行使に反対し、わが国の軍縮に対する態度をより一層明確にし、日本国民の非願である核兵器の廃絶と軍縮の実現、世界の恒久平和に貢献すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和56年6月19日

北海道常呂郡佐呂間町議会

内閣総理大臣
外務大臣 宛
防衛庁長官

委員会報告

社会文教常任委員会

昭和五十五年第四回定例町議会において、本委員会に付託の「佐呂間中学校第二グラウンド（仮称）設置についての請願」は審査の結果不採択すべきものと決定したので報告します。

審議結果

請願のありました第二グラウンド設置内容を見るに、規模その他客観的に総合判断するも、特に用地確保のみならず、教育上の問題並びに町財政に及ぼす影響など諸条件に当たって調査検討したところ、本中学校改築時における条件的要素のことも踏まえて、現況グラウンドの拡張整備により対応することが望ましいので、佐呂間小・中両校と充分協議の上、意見調整を図り取り進めること。

なお、附帯施設として要請のあった格技館については、町の施設計画にのっとり、有効利用を図るよう措置すること。

委員長よりの補足説明は次のとおり。

現在使用中のグラウンド面積は基準より広いので、面積的には問題がないけれども、生徒達に広々とした環境のもとで教育をさせたい希望は充分理解できまが、用地確保や町財政事情を考え合わせると極めて困難でありますから、小学校グラウンドの整備をして、充分に小学校と協議の上で利用することによって請願者の主旨に多少なりとも応えられるものと判断されます。

また、将来に向けて、適当な用地確保にあたって、町財政能力を勘案しながら前向きに検討努力されたい。

産業建設、総務財政

合同常任委員会

第一回定例町議会において、本委員会に付託の「林産協同組合の共同事業に対する利子補給についての陳情」（広報四月号掲載）は、審査の結果、採択すべきものと決定したので報告します。

なお、利子補給に当っては、現在まで援助してきた公共的施設としての経過を配意し、充分に町財政を踏まえて取り計らいを願いたい。

今月は保険料の

納期です

七月は、四・五・六月分（二期）の国民年金保険料の納期です。あなたはもうお納めになりましたか。

国民年金の保険料は、定額で一
カ月四、五〇〇円
（附加保険料は四
、九〇〇円）です

保険料を納めるこ
とが困難な方には
免除の制度もあり
ます。

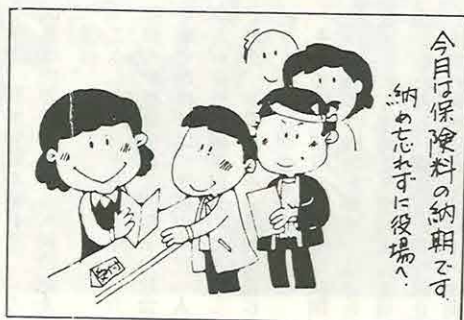
保険料を納め忘
れてしまうと、万
一の事故のとき、
障害年金や母子年
金などを受けられ
ないばかりでなく
将来老令年金が受
けられないことも
あって、老後生活
の支えが失われま
す。

国民年金

いま一度、お確かめ下さい。

もし、未納ならば、月末までに必
ず納めましょう。過去の保険料に
納め忘れがあるときは、二年前ま
での分であれば、さかのぼって納
めることができます。

国民年金は、みなさんのための
制度です。みなさんの力でさらに
大きく育てましょう。
国民年金についてのくわしいこ
とは、役場年金係にお問合わせく
ださい。



今月は保険料の納期です

納め忘れずに役場へ

税のしるべ

税金はみんなのために

使われる

私たちが健康で快適な生活がで
きるように、国や道、市町村は幅
広い活動を行っています。その活
動に必要な費用は、その社会を構
成している私たちみんなが分担し
出し合っているかなければなりませ
ん。これが税金です。

昭和五十六年度の国の一般会
計算は、四六兆七、八八二億円で
すが、このうちの約六九％が税金
でまかなわれています。そこで、
私たちの納める税金がどのように
使われるのか、国の予算千円当り
でみると次のようになります。

▼私たちの健康や生活を守るため
に
・・・二二八円

病気やけがをして医者にかかっ
たとき、軽い負担で治療をしたり
また、高齢になって収入が少なく
なったとき、厚生年金や国民年金
などを支給するために使われます。

▼住宅や道路などの整備のために
・・・一四二円

住宅のほか、道路や港湾、空港
などの交通網を整備して、産業活
動を活発にさせるとともに、私た
ちの生活環境を豊かにするために

使われます。

▼教育と科学技術の振興のため
・・・一〇一円

国の基本である教育や新エネル
ギーの研究開発、海洋開発、宇宙
開発などのために使われます。

▼地方財政の援助のために
・・・一八七円

住みよい町づくりのために、都
道府県や市町村に財政援助をして
います。

▼その他
・・・三四二円

これらのほか、物価の安定、中
小企業の振興、省エネルギー技術
の研究開発、農林漁業に対する施
策の推進など、私たちの生活がよ
り豊かになるように、私たちの納
めた大切な税金が使われます。

税金はみんなのために



今月の納税は

国民健康保険税(一期) 国民年金(一期)です

今月も忘れずに納税して下さい == 7月25日 ==

第三十二回 社会を 明るくする運動



あなたの理解を
心からの呼びかけを
待っているのです

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

最近の新聞やテレビの報道をみますと、青少年の非行行為や犯罪が増加の一途にあり、校内暴力事件、家庭内暴力、覚せい剤の乱用、暴走族の暴力行為等が多発しており、しかもその年代が、低年齢化している現状は、極めて憂慮すべきことであります。

青少年の非行は、その時代の社会環境を反映するともいわれ、金さえ出せば、なんでも手に入る、豊かな社会の中にあつて、青少年非行の形態も変化しています。すなわち中流意識が一般化するなかで、非行少年の育った家庭環境にも変化が表われ、昭和三十年代には貧困家庭の青少年が、ほとんどを占めていたのが、五十年代に入つて、両親もそろい、経済的に

もある程度恵まれた、普通の家庭に育った少年が大半を占めており、補導された内容は、万引、オートバイ盗、自転車盗など、遊び型の非行行為が大半を占めていますが、罪意識が薄れて、より凶悪な犯罪につながる可能性があります。

こうした非行から青少年を守り犯罪を未然に防止し、明るい社会を築くためには、地域の町民一人一人が非行問題を自分のこととして考え、地域ぐるみで非行防止にとりくむことが必要です。

そこで佐呂間町では、関係機関及び諸団体の協力を得て、社会を明るくする運動佐呂間町実行委員会を設置し、青少年の非行防止と犯罪の未然防止についての運動を推進することとなり、この運動期間中次の事業を実施いたします

第31回社会を明るくする運動

佐呂間町実行委員会実施事業

◎期間

自五十六年七月一日
至五十六年七月三十一日

◎少年相談コーナーの開設

とき 七月三十一日

午前十時から
午後三時まで

ところ 町民センター内
お子様のことで、お悩みの方又

ご相談したい方は気軽にご利用ください。

◎児童、生徒作品募集

・作文課題 “小さな親切”

“たがいに助け合おう”

・対象 町内小学生、中学生、高校生

・作文は一二〇〇字以内とする

・締切 七月二十日まで

・入選作品は町広報に掲載発表

◎街頭啓発活動

・七月中旬、宣伝広報車により町内一巡し、青少年非行防止の啓発キャンペーンを実施

◎しおりの作成と全戸配布

次代を担う青少年の健全なる育成は、私達の使命であり、精神的に不安定な時期にあつて、非行に走りやすい青少年のために、“あなたの理解を心からの呼びかけを待っているのです。”

家庭の中から、地域ぐるみの愛の手をさしのべましょう。

そして青少年の非行のない明るい環境をつくり、若い力をそだて温く幸なまちづくり、社会を明るくする運動にみなさんのご協力をお願いいたします。

友愛セー儿

例年十二月一日から歳末たすけあい運動が実施されていることはみなさんすでに御存じのことと思います。

さて、去る六月二十一日、家畜まつり会場で「佐呂間町日赤奉仕団」のみなさんによる「歳末たすけあい資金造成のための友愛セー儿」が行なわれました。



これは、日赤奉仕団員の方が各家庭を訪問し、家庭に使用されないで眠わっているもの、又は不用品となったものを御寄附いただき販売されたものです。

当日まで衣類を中心として多数の品物が寄せられ、台上に並べられた品物は、早くから詰め掛けた大勢のお客さんによって買い取られました。

この日一日で十四万二千四十五

円もの売上げがありました。

みなさんからのこのあたたい気持ちとお金は、「歳末たすけあい資金」として、恵まれない人たちの為に有効に使われます。

又、この友愛セー儿の為に御寄附・御協力いただいた町民のみなさまに心からお礼申し上げます。

町政日記

6月	第4回寿大学
2日	西富公住建替説明会
3日	運転免許証更新時講習会
5日	第2回歩け歩け運動
7日	例月出納検査
10日	定期監査
15日	防災訓練(浜佐呂間)
17日	議会運営特別委員会
18日	第1回定例町議会
22日	国鉄問題対策協議会
23日	第6回寿大学
24日	特別養護老人ホーム運動
会	選挙管理委員会
25日	招魂祭
26日	定例教育委員会
27日	長期総合計画審議会産業建設部会
27日	長期総合計画審議会総務財政部会
29日	第24回農業委員会
〃	湧網線確保対策協議会

社会教育だより

札幌交響楽団演奏会のご案内

▽日時 七月三十一日

▽時間 午後一時から

▽会場 佐呂間町体育館

※一般の方は整理券にて入場できます。整理券入用の方は教育委員会へおい出下さい。



指揮者
井上道義氏

マンドリン演奏会のご案内

小樽商科大学マンドリンクラブによる演奏会が、次の日程で行なわれます。

▽日時 八月一日(土)

午後一時から

▽会場 町民センター

※入場料は無料です。

同マンドリンクラブ五十五名の優美な音色をお楽しみ下さい。
演奏曲目は「ドナウ川のさざ波」

「荒野の七人」ほかです。

一般の方も入場できますので、ぜひ、ご来場下さい。

ちびっ子教室の開催

教育委員会では、小学生(三～六年生)を対象に、創作活動の楽しさを知り自然に親しんでもらうため、ちびっ子教室を開催しています。

第三回以降は、次のとおりです。
第三回 八月二日 午前十時

第四回

八月三十日 午前十時
紙飛行機を作ろう
本を使ったおもちゃを作ろう

第五回

十月四日 午前十時
昔の遊びをおぼえよう

大好評

硬式テニス教室

六月二十一日(日) 町営テニスコートにおいて硬式テニス教室が開催されました。

この硬式テニス教室は初級者を対象に開かれたもので、二十名を超える熱心な参加者がありました。講師には北見市硬式テニス協会の大島俊之さん(北見工業大学)池端治雄さん(NHK)の二名を迎え、フォア、バックのストローク

ク、ボレー、スマッシュ、サーブなどについて丁寧に指導して下さいました。
閉会式では「上達は多く練習することしかありません。」という講師の話に参加者はうなづいていました。



町営プールを使用するときは 下記のことを守りましょう!

- 身体の調子の悪い人、医者にかかっている人は泳がないこと。
- 用便をすませておくこと。
- 準備体操を充分すること。
- プール内ではタバキや小便などしないこと。
- プールサイドでは走らないこと。
- 浮袋以外の器物はもちこまないこと。
- すぐに水に入らないで一度静かに顔や頭、胸をしめらすこと。
- おぼれたまねや、人の足をひっぱらないこと。
- 手足にけいれんや気分が悪くなったときは大声で叫ぶこと。
- 風呂敷か袋を必ず持参して脱いだ衣類を包むこと。
- 貴重品はもちこまないこと(ふん失しても責任はもたない)
- 水泳の前後は必ずシャワーを浴びること。
- 水泳後は必ず目を洗うこと。
- 煙草はプールで絶対すわないこと。
- 定められた時間は必ず守ること。
- 管理人の注意に従うこと。

1ha(約1町歩)以上の土地を 売買するときは届出が必要です

- 1ha以上の山林等を売買するときは、契約する6週間前までに届出が必要です。
- 1ha以上の土地に開発行為(宅地等の造成)をするときは、許可が必要です。
- 上記の届出または、許可を受けないで行った売買および開発行為は処罰されますので注意して下さい。
- 届出または、許可申請は役場企画調査室が窓口です。(電話 2-3311)

届出等のあらまし

法律(条例)の名称	法律(条例)の目的	許可又は届出が必要な場合	届出または許可の方法	罰 則 規 定
国土利用計画法	・土地取引の規制調整を図り計画的な国土の利用をはかる。	・1団地1ha以上の山林、原野、宅地等の土地を売買するとき。 ※1団地1ha以上の土地を計画的、継続的に売買するときは1回の売買する面積が1ha以下でも届出が必要です。 (農地法に基づく農用地の売買は届出の必要がありません。)	知事に届出 申請人 届出↓ 町 経由↓ 知事	(1)届出しなかった者は6ヶ月以下の懲役又は、30万円以下の罰金 (2)届出してから6週間以内に売買契約をした場合20万円以下の罰金
北海道自然環境等保全条例	国土の無秩序な開発を防止する。	1団地1ha以上の土地に次の開発行為をする場合。 ・ゴルフ、スキー場の建設 ・遊園地の造成 ・宅地の造成 ・土石の採取(砂利採取法の許可を除く)	知事に許可申請 申請人 申請↓ 町 経由↓ 知事	(1)本条例に違反した場合は6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金

上記のほか土地の売買または利用に関しては農地法・農業振興地域の整備に関する法律・森林法・自然公園法などの規制がありますのでご留意下さい。

“サロマ湖を皆んなで守ろう”

赤潮などの発生要因

リンを含む家庭用合成洗剤の

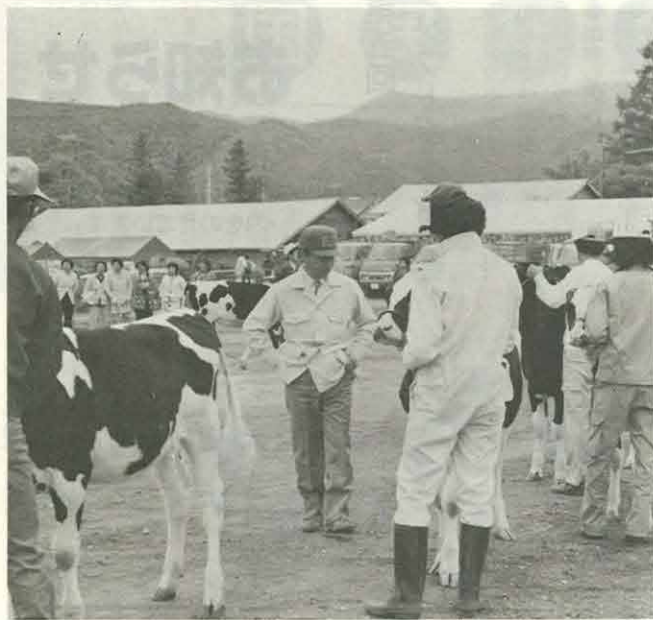
使用を自粛しましょう

第五回 佐呂間町家畜まつり

六月二十一日、「佐呂間町家畜まつり」が、天候にも恵まれ、盛大に行なわれました。

今年で五回目を迎える家畜まつりも、回を重ねるごとに規模をまし、内容も充実したものとなり、より一層多くのみなさんに楽しんでもらえるおまつりとなりました。今回も家畜の審査会を中心とし

〈家畜審査〉



て、数々の催し物や、余興が行なわれ、会場となった家畜市場には朝から大勢の家族連れが詰め掛けたいへんなにぎわいをみせました。また、二十日に行なわれた前夜祭「のど自慢大会」には、町内の各団体・職場の代表二十六名が出場し、自慢ののどを披露しました

〈人間バンバ〉



〈農協婦人部おどり〉



故 惣田隆君 追悼集会

昭和五十四年七月一日、当時佐呂間高校三年生の惣田 隆君が交通事故で不慮の死を遂げられたことは、みなさんの記憶に新しいことと思います。

同校ではそれ以来、全校をあげてこのような悲しいでき事を繰り返すことのないように今日まで交通事故の防止、交通安全の遂行に努力しています。



事故発生から三年を迎えた七月一日、全校生徒が同君の霊を慰めると共に、交通事故防止に対する決意を再確認して交通安全に努めようと、生徒会の企画で故惣田隆君追悼集会が開かれました。

集会は厳粛なうちに進められ、

生徒会長の佐野 仁美さんから追悼文の朗読があり、生徒会交通安全委員長森田 勇一君から次のような交通安全宣言文が力強く読みあげられました。

交通安全宣言

私たちは、交通社会の構成員として、遵法互譲の自覚と認識のもとに自他の生命の尊重と健康・安全で平和な社会の創造に寄与することを誓い茲に宣言する。

このあと吹奏楽部による追悼演奏で追悼集会は終了しました。

また、集会終了と同時に生徒会交通安全委員と学校家庭クラブ員の方々によって、交通安全を呼びかける街頭キャンペーンが行なわれ、家庭クラブ手作りのマスコット帽子などが各ドライバーに配られました。



お知らせ

町や関係機関からの
お知らせ、行事の案
内をのせています。

●第五回 全町 ソフトボール大会

全町ソフトボール大会が八月二
日町総合グラウンドほか、各グラ
ウンドで行なわれます。

●参加申し込み

各地区代表者に七月二十二日ま
でに申し込み下さい

●チーム編成(十三地区)

・栄・若佐・知来・仁倉・浜佐呂
間・幌岩と浪速・富武士・若里
・市街A・B・C・D・Eの十
三地区とし各地区出場チーム数
は無制限です。
尚、チーム編成は次によること
とされています。

一、一チームの人数は無制限

二、女子チームの監督は男子でも

よいが試合には出場できない。

三、男子チームに出場した女子は

女子の部に出席できない。

四、選手名簿に登録していないも

のは出場できない

五、年令制限 各チームには次に
該当する選手が含まれていなけ
ればなりません

二十代(昭和二十七年以降に生ま
れた者) 二名

三十代(昭和十七年～二十六年ま
でに生まれた者) 三名

四十代(昭和七年～十六年までに
生まれた者) 三名

五十代(昭和六年以前に生まれた
者、又は女子) 一名

但し学生は除き、年令のくり下
げは認められます。

みなさんの参加をお願いします

●運転免許証 更新講習会

更新講習会

▼日時 八月五日(水)
午後六時から

▼場所 町民センター集会所

※講習は、有効期限(誕生日)の
一年前から受講できます。

更新手続は、今までどおり有効期
限一カ月前からです。

尚、受講される方は、色許証・
筆記用具をご持参下さい。

(安全協会佐呂間分會)

●交通事故巡回 相談実施

相談実施

網走支庁主催による交通事故相

談が、次の日程で行なわれます。

尚、交通事故相談業務は常時、網
走支庁総務課内「交通事故相談所
」で行なわれています。

▼日時 七月二十九日
午前九時半～午後四時

▼場所 遠軽町福祉センター
(役場交通係)

●交通遺児育英会 奨学生募集

奨学生募集

交通遺児育英会は、自動車事故
や踏切事故など道路における交通
事故が原因で死亡した方や、重い
後遺障害がある方の子女等のうち
経済的な理由で修学が困難な方に
学資を貸与して、教育の機会均等
をはかり、社会有用の人材を育成
することを目的としています。

募集要項は次のとおりです。

一、高校・高専奨学生
募集人員 約一千六百六十人

奨学金月額 国公立一万五千元
私立二万円

二、専修・各種学校奨学生
募集人員 約六十人

奨学金月額 専修 三万円
各種 三万円

三、大学奨学生
募集人員 約三百二十人

奨学金月額 一般三万円
特別四万円

四、大学院奨学生

募集人員 約三百二十人

奨学金月額 一般三万円

特別四万円

四、大学院奨学生

国を守る若い力「自衛官募集」

種 目	資 格	受 付 期 間	一次試験日
2 等 陸 士 海 空	18才以上～ 25才未満者	男子…常時(高校生 は9月21日以降) 女子…10月1日～20日	常時(高校生 は10月1日以 降指定日) 10月27日
一般曹候補 学 生	高卒(見込) 21才未満者	8月1日～9月30日	10月11日
航 空 学 生	高卒(見込) 20才未満者	8月1日～9月26日	10月1日
防衛大学校 学 生	高卒(見込) 21才未満者	10月1日～24日	11月2～3日
防衛医科大 学 校 学 生	高卒(見込) 21才未満者	10月1日～24日	11月7～8日
幹部候補生 (一般・技術)	高卒(見込) 26才未満者	10月1日～31日	11月10～11日
看護学 生 (女 子)	高卒(見込) 22才未満者	10月1日～11月7日	11月12日

問合せ先 自衛隊旭川地方連絡部遠紋地区隊遠軽募集事務所
(TEL 01584 ② 6616)

●遠軽警察署から お知らせ

お知らせ

募集人員 若干名
奨学金月額 五万円
五、入学一時金 二十五万円
私立高校・高専 三十万円
私立大学 三十万円
▼返還方法 二十年間割賦返済・無利子

▼申込方法

出願書類は、各大学、高校にあ
ります。詳しくは、左記へお問い
合わせ下さい。

千一〇〇

東京都千代田区永田町

(財)交通遺児育英会

一〇三 五八一・二二七一

(役場交通係)

(遠軽警察署)

遠軽警察署の玄関には階段があ
り、足の不自由な方々には、何
と不便をおかけしております。
来署される時は、あらかじめ電
話(〇一五八四・二二一〇五)
下さるか、お急ぎの用で電話で
ない場合でも、係の者が玄関先へ
出てご案内しますので、遠慮なく
ご利用下さい。

(遠軽警察署)

“アマチュア無線設備”が出来ました

興味のある方は是非御利用下さい



今度、町では町民の方々に、アマチュア無線の交信を通じて広く国内外各地との交流を深め、知識や技術の培養をはかってもらう目的で、アマチュア無線設備を農業学園舎内に設置致しました。

この運営管理については、サロマアマチュア無線クラブに委託することになり、これからは次により、クラブ員の方々によりアマチュア無線の交信技術等についての指導などが行なわれますので、町内の方でアマ無線に興味のある方又技術等を修得したい方は、どしどし申し出下さい。

指導日・時間

八月八日より毎週土曜日と日曜日

土曜日午後一時から午後八時まで

日曜日午前九時から午後八時まで

場所

農業学園舎内

申込み先

指導等を希望される方は橋本英吉クラブ会長（農協内二・三三四六内線三四）に連絡して下さい。お待ち致しております。

尚、今年の十月に行なわれるアマ無線の国家試験の受験を希望される方々についての講習指導を八月八日・九日・十五日・十六日（各日とも午後七時から午後九時まで）の四日間行ないますのでお申し込み下さい。

●第二回

保母試験実施

▼受付期間

七月一日から七月二十日まで（当日 郵便消印有効）

▼受験資格

満十八歳以上の男女で、高等学

校卒業程度の学力を有する者
▼受験申請書用紙申込先
六十円切手を貼った返信用封筒同封のうえ「保母試験受験申請書」と朱書きし、左記へ申し込んで下さい。

〒〇九三 網走市北七西三

網走支庁 社会福祉課

▼受験手続

受験申請書に二千五百円の北海道収入証紙を添付し、網走支庁社会福祉課又は受験希望の各支庁へ申し込んで下さい。

（郵送の場合は書留便とし、封筒に「保母試験」と朱書きして下さい。）

▼第一次試験期日

九月七日・八日の二日間

▼第一次試験会場

網走市 網走総合庁舎講堂

▼第二次試験期日 十一月八日

▼第二次試験会場 札幌市

尚、第二次試験のみ受験の方は左記へ、八月一日から二十日までの間に直接申し込んで下さい
〒〇六〇

札幌市中央区北三西六

道民生部児童家庭課

※詳しくは、網走支庁社会福祉課福祉係（〇一五二四）四一七一・七一 内線二七四へお問い合わせ下さい。

（網走支庁）

●婚礼会費は

三千円以内に

五月二十七日行なわれた社会福祉協議会総会において、佐呂間町生活合理化実践要綱について審議され、結婚祝賀会の会費のみ従来二千五百円以内であったものが、三千円以内に改正されました。

（役場社会係）

●佐呂間混声合唱団

ファーストコンサート

昨年十二月に結成した、佐呂間混声合唱団のファーストコンサートが、次の日程で行なわれます。また、団員も募集していますので入団希望の方は、本間（六六一二四二四）までご連絡下さい。

▼日時

七月十五日（水）
午後七時半から



七月例題「雲の峯」「夕立」

・海の風空位を占むる雲の峯

・雲の峯海に生きるをよろこべ

・見下せばサロマ湖広し雲の峯

・パチパチと湖もとびあがる夕立に

・夕立に誰の手も借る貝柱

・浜鶴逃げゆく山も夕立急

・夕立の濡れ光りする実コケモ

モ 魚 眠 道

八月例題「夕風」「夏休み」

九月例題「秋風」「ほたる草」

ゆとりある
心と暮らしは
貯蓄から

貯蓄推進夏期特別運動 6月16日～7月31日

▼場所 町民センター集會室
▼入場料 三百円

ま ち の 話 題

佐呂間漁組 全戸にホタテを 無償配付

六月三十日、佐呂間漁業協同組合より、地元町民に郷土産物を賞味していただきたいと町内各家庭にホタテ貝のプレゼントがありました。

このホタテ貝は、数枚を袋詰めにして、各自治会、補助員さんより、各家庭に配られました。この御好意に対し、深く感謝申し上げます。



佐呂間高校 強歩大会

六月十三日佐呂間高校で、第二十回強歩大会が行なわれました。この大会は同校の伝統行事で、「佐高の生徒であることを自覚して、互いに励まし合い全コース完走及び踏破をめざし自己の体力を試す。」という目的で、男子四十一キロ、女子二十四キロのコースを全校生徒により行なわれ、男子は惣田 修君、女子は行元 泉さんが優賞しました。



「愛の園」 運 動 会

六月二十六日、特別養護老人ホーム「愛の園」の運動会が、愛の園ロビーで行なわれました。

まず最初に、久保浅松さんと八島定さんによる聖火台への点火、前年優勝の白組を代表して、岡田イヨさんが優勝杯の返還を、又、大城ハルさんと鈴鹿友市さんお二人による、力強い選手宣誓が行なわれていよいよ競技の開始です。

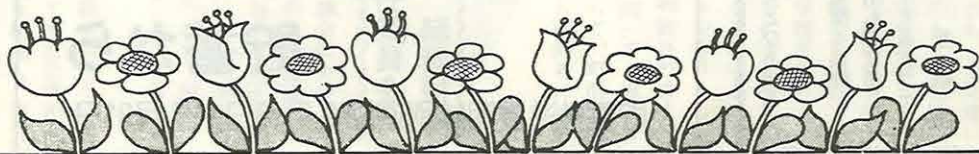


競技は、車椅子を使ったもの、ベットで寝たきりのおじいちゃんおばあちゃんの競技等、すべての



入園者が参加できるように考えられており、職員と一緒に楽しい日を過ごしました。

結果は、昨年に引き続き白組が優勝しましたが、運動会終了後、応援に来た家族の方々とのお食事は、勝敗を忘れ、和やかなうちにすべての日程を終えました。



浜佐呂間で

防災訓練

六月十七日、浜佐呂間沖で津波が発生したという想定のもと防災訓練が行なわれました。

津波発生を知らせるサイレンが鳴るとともに、参加したみなさんは、きびきびとした行動で速やかに退避場所へと避難しました。

そのあと、中島グラウンドで参加者全員で実際の火を使つての消火訓練も行なわれ、万一の災害に備えて真剣な訓練が続けられました。



招魂祭

六月二十五日、佐呂間神社で、昭和五十六年度の招魂祭が行なわれ、遺族の方々約一六〇名が出席戦没者の霊を慰めました。



新しい交通指導員が 決まりました

本年五月末で二年間の任期の満了に伴い、六月一日付で新しい交通指導員が任命されました。

この任命式は六月十三日、町民センターで行なわれ、佐呂間町長より、一人一人に辞令が手渡されました。

新しい交通指導員には、再任者二十六名、新任者六名、計三十二名で指導部長には結城仲治氏が任

命されました。

尚、退任された浜佐呂間 杉谷正男氏、梶岩 亀井芳雄氏、宮前町 高橋 亘氏、永代町 大槻俊郎氏、西富 山本好男氏、栄 芝隆氏に、町より記念品が贈られ、又、十年以上の永きに亘つて、勤続された、杉谷正男氏と亀井芳雄氏には、感謝状と記念品がそれぞれ贈られました。

長い間、御苦労さまでした。

又、新しい交通指導員さんにはこれから、行楽観光シーズンを迎える時期になり、交通事故多発が予想されますので、交通事故防止と交通安全対策の推進に御活動願うことになります。

指導部長

結城 仲治 (再) 宮前町



指導副部長

土本 健一 (再) 宮前町
吉沢 岩夫 (〃) 若佐
井上 重雄 (〃) 栄
諸岡 好幸 (〃) 浜佐呂間

指導員

河合 昌一 (再) 宮前町
為広恵美子 (〃) 〃
行元 忠雄 (〃) 〃
高橋 俊道 (新) 〃
谷口 勝則 (〃) 〃
山崎 守正 (〃) 〃
小林 邦義 (再) 永代町
筒井 敏雄 (〃) 〃
一戸謙一郎 (〃) 〃
岡部 政幸 (〃) 〃
丹羽 光子 (〃) 〃
向井原文雄 (〃) 東
杉本 勝 (〃) 富武士
山本 豊利 (〃) 知来
高崎 昭康 (〃) 若佐
三島 弘康 (〃) 〃
堺 潔 (〃) 〃
中村 誠一 (〃) 〃
三好 寿一 (〃) 〃
五味 征雄 (新) 啓生
土門 善蔵 (再) 浜佐呂間
部田伝美雄 (〃) 〃
向井正農夫 (〃) 〃
藤原 一成 (〃) 〃
渡部 哲弥 (再) 仁倉
鈴木 洋 (〃) 若里
大槻 卓美 (新) 幌岩

8月23日(日)

町民大運動会

家族みんなで、参加しましょう

佐高生

花いっぱい運動

佐呂間高校では、私たちの住む町をきれいにしようと、花いっぱい運動を展開中です。

この運動の一環として六月三日歩道の花壇への花植と道路清掃が行なわれ、町内の道路が一段ときれいになりました。

又、この運動はこれからも続けられますので町内のみなさんの御協力を、お願い致します。

人形で実演

交通安全青空教室

六月六日、佐呂間小学校で、交通事故の恐ろしさを知ってもらおうと、人形を使って交通事故の実演がありました。

実験は二通り行なわれ、歩行者の子供が車にはねられた時と、自転車で信号待ちのため停止している際、左折してきた大型トラックの車輪に巻き込まれるという場合を想定して行なわれました。

実験中、人形に車が衝突する時思わず目を覆う児童もいて、まざまざと交通事故の恐ろしさを知らされたようでした。

又、この後、自転車の正しい乗り方などについて勉強しました。



交 差 点

▶昭和56年交通事故発生状況

(6月末現在)

発生件数	5	(9)
死者	0	(1)
負傷者	11	(14)

()内55年同期

▶交通事故死ゼロ300日目標

達成日 昭和56年9月25日

6月末現在 213日です。

▶昭和55年度交通安全標語入選作

たった1つのベルトでもあなたの命を守ります
(佐呂間小 堀 牧子)

はやめにライト今日も無事故

(若 佐小 新谷 理佳)

急いでも左右の確認忘れずに

(佐呂間中 中津川智子)



花火による事故防止

夏の交通安全道民総ぐるみ運動

期 日 8月1日～8月10日 10日間

重点目標 ●夏休み中の子どもを交通事故から守ろう。

●若者による暴走運転を防止しよう。

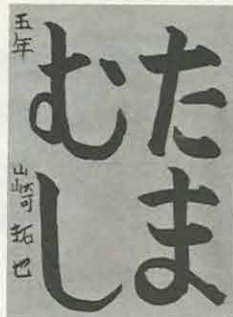
●スピードダウン運動、早め点燈及びシートベルト着用の推進。

●暴走族を追放しよう。

～ 佐呂間町交通安全対策本部 ～

ぼくとわたくしの作品

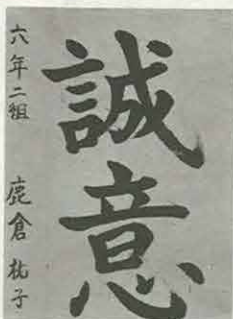
今月は、佐呂間小学校のおともだちの作品を紹介します。



五年 山崎 拓也

文字の大きさや配字のバランスに気をつけて書いています。

「ふ」「ま」の結びの形や方向のちがいにも注意するとよくなると思います。



六年 鹿倉 祐子

筆の運び、勢い、どれをとっても、よくできた作品です。

学年や名前も、力をぬかないでしっかりと書くようにしましょう。



一年 いまいめぐみ

「おかあさん」

やさしいおかあさんのようすがよくわかりますね。
バックの色を、もう少しかえてみるとよかったですね。



四年 片平 義隆

「木とたて物」

木とたて物の重なりには注意しながら、色の濃淡や筆使いを工夫して描かれています。

<ご存じですか？>



快適な住まいづくりには、キッチン、システムや収納ユニット、防音サッシなど、使いやすく安全な住宅部品が必要。

こんな消費者の要望にこたえるのが「BLマーク」(ベター・リビング＝Better Livingの頭文字)のついた住宅部品です。

住まいづくりの立役者
すぐれた住宅部品には
BLマーク
このマークは、建設省の「優良住宅部品認定制度」により、品質、性能、価格アフターサービスなどの面ですぐれた住宅部品に付けられるもので、建設大臣の認定を受けたものばかりです。



BLマーク

△保証責任保険▽
BL部品が住完に取り付けられてから二年以内に、設計、製造、取り付け工事が原因で欠陥が生じた場合、その修理にかかった費用が保険金として、支払われます。

△賠償責任保険▽
BL部品の欠陥などにより事故が起き、使用者がケガや死亡した場合、あるいはBL部品そのものが破損した場合は、それぞれ損害賠償金が支払われます。住宅部品を購入の際は、BLマークをお確かめください。

住宅部品は、次の五つの認定審査の基準すべてに合格したものです。

- ①形状、材質、色彩が適切であること。
- ②安全性、耐久性、機能がすぐれていること。
- ③施工、取り付けが容易であること。
- ④価格が妥当であること。
- ⑤供給が適切に行われること。

国鉄乗車券は

佐呂間駅で買いましょう！

(湧網線の利用度を高めるため御協力を)

役場人事

ご寄付 ありがとうございました

依願退職

(六月一日付)

企画調査室主幹

主事 玉井 清

総務課付

主事 中谷 智子

佐呂間幼稚園

技師 戸田 美恵子
(七月一日付)

若佐中学校

使丁 石田 友衛

新採用

(六月一日付)

佐呂間幼稚園

技師補 井上 由美子

▼香典返しを廃して

●社会福祉協議会へ

(亡妻キノさん)

浪速 佐々木源三郎さん

(亡母トルミさん)

啓生 宇佐 和雄さん

(亡妻美知江さん)

西富 佐竹 乙仁さん

(亡いとこ菊谷政吉さん)

札幌市 吉田 すすきさん

(亡夫直一さん)

若佐 杉山 和枝さん

(亡夫政喜さん)

若里 上山 ツヨさん

(亡妻弥生さん)

若里 橋本 栄太郎さん

(亡母タミさん)

啓生 三好 元久さん

(亡父茂さん)

西富 岸本 博司さん

(亡母マサさん)

北 長屋 麻一さん

遺族会へ

(亡母マサさん)

北 長屋 麻一さん

身障者福祉協議会佐呂間分会、

啓生老人クラブ、栄小学校、若

佐中学校へ

(亡母トルミさん)

啓生 宇佐 和雄さん

若佐老人クラブへ

(亡夫宗康さん)

若佐 高崎 ウメノさん

浪速自治会、浪速老人クラブへ

(亡妻キノさん)

浪速 佐々木源三郎さん

啓生老人クラブへ

(亡母タミさん)

啓生 三好 元久さん

若佐老人クラブへ

(亡夫直一さん)

若佐 杉山 和枝さん

全快祝を廃して

●社会福祉協議会へ

若里 安田 一彦さん

●富武士老人クラブへ

富武士 石川 ハツさん

●仁倉小学校へ

仁倉 津田 仁作さん

その他

●浜佐呂間公民館へ

浜佐呂間 澤入 長太郎さん

●仁倉小学校へ

仁倉 江原 順悦さん

柴田 文男さん

萩原 弘純さん

川崎 良治さん

栄保育所へ

栄 十亀 雅俊さん

永代町 天 光 堂

●特別養護老人ホームへ

西富 牧野 フジエさん

富武士 小山 ハルさん

永代町 大沢 繁一さん

西富 鈴木 政見さん

知来 笠井 照雄さん

宮前町 岸本 勲さん

津別町 西沢 伸夫さん

留辺蘂町 小野寺 茂さん

堀内 繁治さん

永代町 サンショップよしの

日本専売公社 北見営業所

日赤奉仕団佐呂間分会

〓慰問〓

佐呂間美容組合

日赤奉仕団佐呂間分会



世帯数	2,634
人口	8,845
男	4,317
女	4,528
6月30日現在	

私たちのまち

世帯数 2,634

人口 8,845

男 4,317

女 4,528

6月30日現在

Smokin' Clean

たばこは

町内で

買いましょう